

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

長野県下高井郡山ノ内町

3 地域再生計画の区域

長野県下高井郡山ノ内町の全域

4 地域再生計画の目標

山ノ内町の人口は令和4年（2022年）7月1日現在で11,538人であり、昭和30年（1955年）をピークに減少が続いている。昭和60年（1985年）の住民基本台帳人口18,723人から37年経過し7,185人の減少（▲38.4%）となっている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、年2.0%前後の減少が継続し、令和47年（2065年）には3,762人に減少すると推計されている。

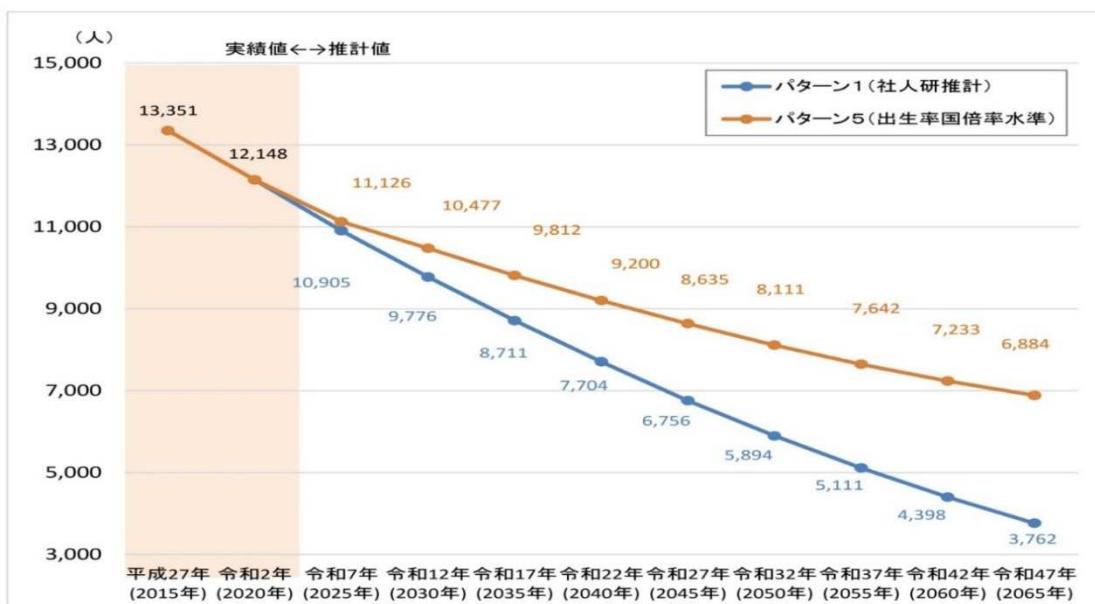
年齢階層3区分別人口構造の昭和60年（1985年）から令和3年（2021年）までの推移をみると、65歳以上の高齢人口は13.9%（2,606人）から41.6%（4,820人）と36年間で27.7ポイントも増加している一方で、15歳未満の年少人口は20.3%（3,798人）から8.1%（934人）と12.2ポイント減少しており、少子高齢化が大きく進んでいることがわかる。また、15歳から64歳の生産年齢人口は65.8%（12,319人）から50.3%（5,821人）と減少を続けている。なお、生産年齢人口と高齢人口は令和17年（2035年）以降その人口が逆転する見込みであり、今後更に少子高齢化が進む見込みとなっている。

自然動態をみると、平成11年（1999年）には出生数が111人、死亡者数は147人であったものの、令和3年（2021年）には出生数が40人、死亡者数が220人と自然減の状況が続いている。特に平成20年（2008年）以降は100人減を超える状況が続いている。また、合計特殊出生率については、令和3年（2021年）時点で1.04となっている。

社会動態をみると、平成 11 年（1999 年）以降、転入数・転出数が増減を繰り返した結果、令和元年（2019 年）には転入数が最大（551 人）となったが、転出数（625 人）も比例して増加を続けており、令和 3 年（2021 年）においても転出数（462 人）が転入数（346 人）を上回る状態であることから社会減の状況は深刻化している。

町内で従事している人口を産業別にみると、男性は宿泊業・飲食サービス業、農業、建設業の順に多く、女性は農業、宿泊業・飲食サービス業、医療・福祉の順に多くなっている。一方産業別特化係数についてみると、男性、女性ともに農業（男性 6.95、女性 9.64）が最も高く、次いで宿泊業・飲食サービス業（男性 6.74、女性 3.38）が相対的に高くなっている。本町の中心的産業が農業と観光であることがわかる。しかしながら、農業従事者の高齢化と後継者不足、レジャーの多様化を背景としたスキー離れ等による観光入込の落ち込みから、町の農業と観光の産業は縮小傾向にあり、今後も人口減少の局面が続くことは避けられない。

この分析をもとに、平成 27 年（2015 年）国勢調査人口 13,351 人を基礎とし、国立社会保障・人口問題研究所の令和 7 年（2025 年）推計値 10,905 人をベースに合計特殊出生率、純移動率、生存率等によるシミュレーションを行い、出生率の改善、移住定住施策の推進等、自然増、社会増に対する様々な人口対策の事業に取り組むことにより、山ノ内町人口ビジョンの令和 47 年（2065 年）の目標人口を 6,884 人に設定し、第 6 次山ノ内町総合計画最終年の令和 12 年（2030 年）の目標人口を 10,477 人に設定した。



第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、予測される人口減少を極力食い止めることはもちろん、将来にわたって持続可能な「未来に羽ばたく　夢と希望のある健康な郷土（まち）」を基本方針とし、第1期総合戦略の取組を継続・強化するとともに、社会情勢等を踏まえ、各事業の一層の充実・強化を図ることとしている。

第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本計画においても、次の事項を基本目標として掲げ、取組を推進する。

- ・基本目標1 産業活性化で、稼ぐ郷土（まち）をつくる
- ・基本目標2 新しい人の流れで、住みたくなる郷土（まち）をつくる
- ・基本目標3 出会いから子育てまでのサポートで、希望がかなう郷土（まち）をつくる
- ・基本目標4 魅力的なまちづくりで、活力あふれる郷土（まち）をつくる

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	KPI	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	延観光客数	249万人	440万人	基本目標1
	新規就農者数	17人	48人	
イ	社会移動 (転入－転出)	▲116人	▲38人	基本目標2
ウ	合計特殊出生率	1.04	1.62	基本目標3
エ	山ノ内町に住み続けたい人の割合	64.8%	70.0%	基本目標4

5 地域再生を図るために行う事業

5－1 全体の概要

5－2のとおり。

5－2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

山ノ内町まち・ひと・しごと創生推進事業

- ア 産業活性化で、稼ぐ郷土（まち）をつくる事業
- イ 新しい人の流れで、住みたくなる郷土（まち）をつくる事業
- ウ 出会いから子育てまでのサポートで、希望がかなう郷土（まち）をつくる事業
- エ 魅力的なまちづくりで、活力あふれる郷土（まち）をつくる事業

② 事業の内容

- ア 産業活性化で、稼ぐ郷土（まち）をつくる事業

地域特有の強みを磨き上げるとともに、独自のブランド力を強化することにより、地域産業の更なる活性化と働く場所の確保を図り、稼ぐ地域づくりを目指す事業

【具体的な取組】

- 観光資源を活かした観光地の競争力強化

- ・ユネスコエコパークの特性を活かした観光地づくり
- ・国立公園を活用した観光地づくり
- ・観光地の魅力アップ
- ・おもてなしの観光地づくり

- 農産物ブランド化による成長戦略

- ・地域特性を活かしたブランド化の推進
- ・観光業との連携
- ・企業とのコラボレーション

- 海外市場の拡大強化

- ・外国人観光客の受入態勢整備
- ・海外向けプロモーションの強化

○起業・経営安定支援

- ・起業支援の充実
- ・経営基盤の強化

○働きやすい就業環境と担い手の確保

- ・地域産業が連携した就業支援の充実
- ・新規就農支援の充実 等

イ 新しい人の流れで、住みたくなる郷土(まち)をつくる事業

東京圏への人口一極集中の是正に向けて、本町への人の流れをつくるため、「山ノ内町にこそ、チャンスがある」と思われるような、夢と希望を抱いて本町へ移住する動きを支援するとともに、多くの方に知っていただけけるような情報提供を強化する。

【具体的な取組】

○情報発信の強化による移住・定住の推進

- ・移住希望者への情報提供
- ・移住体験の推進
- ・住居（空き家等）の情報提供
- ・シティプロモーションの推進

○住環境の整備による移住・定住の推進

- ・住居の確保
- ・良好な居住環境の整備
- ・公園の充実

○経済的支援による移住・定住の促進

- ・住居確保補助事業の拡充
- ・空き家活用改修等補助事業の実施
- ・就学に伴う定住支援

○新しい働き方支援による移住・定住の促進

- ・テレワーク支援
- ・関係人口の獲得 等

ウ 出会いから子育てまでのサポートで、希望がかなう郷土(まち)をつくる事業

結婚を望む男女に対して出会いの機会を提供するとともに、子ども望む世帯及び子育て世帯が安心して妊娠・出産・子育てができ、「もう一人子どもがほしいな」と思える切れ目のない支援を講じる。

【具体的な取組】

○出会いのサポート

- ・男女への婚活支援

○妊娠・出産のサポート

- ・妊娠・出産の支援

○子育てのサポート

- ・子育て支援の充実

- ・母子保健の充実

- ・保育の充実

- ・子育て世帯の経済的支援の拡充

○児童育成・教育のサポート

- ・児童育成の充実

- ・教育の整備 等

エ 魅力的なまちづくりで、活力あふれる郷土(まち)をつくる事業

住み続けたいと思える地域づくりのため、都市機能・日常生活サービス・公共交通等の維持・確保のほか、急速な高齢化に対応し得る、人々が地域において安心して暮らすことのできるよう、医療・福祉サービスの機能を確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに安全・安心に生活できる防災や交通安全の確保を図る事業

【具体的な取組】

○安全・安心な生活圏の形成

- ・防災対策

- ・道路環境の整備

- ・上下水道施設の整備

- ・地域公共交通の充実
- 魅力的な地域圏の形成
- ・定住自立圏構想の推進
 - ・都市間連携の推進
- 生涯学習・生涯スポーツの推進
- ・生涯学習の充実
 - ・生涯スポーツの推進
- 健康寿命の延伸
- ・健康づくり
 - ・地域医療の充実
 - ・介護予防の充実 等

※なお、詳細は第2期山ノ内町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

250,000千円（2022年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

毎年度 11月頃に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに本町公式WEBサイトにて公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2025年3月31日まで